



アカショウちゃん

を支援します

次の内容を確認し、担当課にご相談のうえ、申請してください。

○対象となる物品等

- ・令和2年4月1日以降に新型コロナウイルスの感染拡大防止に
関して科学的知見に基づき有効
とされる物品の購入費用・工事
費用等

(土地、建物、人件費、旅費、事務的経費は除きます。)

収集について

○問合せ先 観光商工課

(TEL 82-5240)

〈観光工商課〉

○指定の時間（朝6時～朝8時までの間）に出すこと。

○当日の立会者の指示に従い、粗大ごみとして出せないごみは持

変更された方へ

〈南会津地方環境衛生組合〉

町民生活課

土地の現況を変更された方は、翌年度からの固定資産税額を計算するために土地評価額を変更する必要がありますので、町民生活課税務係までご連絡ください。

なお、農地にかかる現況の変更は農業委員会にお問い合せください。

町民生活課

詳しくは、只見町無料職業紹介所（TEL82-5240）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護老人 ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4 か月以上	月額 148,900～ 181,100 円	只見町長浜字久保田 11 電話:84-7110	交替制あり ①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③12:00～21:00 ④21:00～翌 8:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
特別養護老人 ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 調理職員(臨時) 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 6,590 円～ 8,120 円	只見町長浜字久保田 1 電話:84-7550	交替制あり ①6:00～15:00 ②10:30～19:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
季の郷 湯ら里	【正社員】 フロントでの接客業務	月額 160,000 円 ～	只見町長浜字上平 50 電話:84-2888	交替制なし ①8:00～11:30 16:00～21:00 ※中抜け勤務あり ②8:00～17:00 ③14:00～23:00 ④6:30～15:30 ⑤12:00～21:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 レストラン・宴会などの 接客サービス	時給 800 円～		交替制あり ①10:00～14:00 ②17:00～21:00 ※中抜け勤務あり ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間の変更にな る場合があります。		
	【パート】 レストラン・宴会などの 接客サービス			交替制なし 17:00～21:00 ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間の変更にな る場合があります。	雇用 労災	
福島県立 只見高等学校	【その他】 施設管理業務(委託) 雇用期間の定めあり	午前 900 円 午後 1,500 円	只見町只見字根岸 2358 電話:82-2148	交替制なし (6 月～11 月) ①7:00～7:45 ②17:45～19:00 (12 月～3 月) ①7:00～7:45 ②17:15～18:30	なし	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
社会福祉法人 南会津会 介護老人保健 施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 6,590～ 8,550 円	只見町長浜字唱平 31 電話:84-2101	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③10:00～19:00 ④17:30～翌 9:30 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
(株)コスモメディ カルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護員 雇用期間の定めなし	月額 156,100～ 192,900 円	只見町只見字原 707-1 電話:82-5006	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌 10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
ヤマサ商店	【正社員以外】 食品製造	時給 850 円	只見町叶津字入叶津 30 電話:82-3401	交替制なし 8:30～17:00 10:00～15:00 ※時間、曜日は要相談	労災	普通自動車運 転免許一種 (オートマチック 限定可)

〈観光商工課〉

建物を新築、増築、

滅失された方へ

建物を新築又は増築をしたときは翌年度からの固定資産税額を計算するために、家屋の調査を実施し評価額を決定しなければなりません。町では、年間を通して家屋評価を行っています。新・増築された方で、まだ評価の済んでいない家屋がありましたら町民生活課税務係までご連絡ください。

また、新築、増築、老朽化などの理由で建物を取り壊した場合は「家屋滅失届」の提出が必要となります。この届け出により、翌年度から対象家屋は課税されなくなります。届け出がないと、引き続き課税される場合がありますのでご注意ください。届け出用紙は町民生活課税務係及び朝日、明和振興センターにあります。

〈町民生活課〉

肥料の生産・販売は

届出が必要です

肥料の生産や販売は、肥料取締法に基づいて事前に届け出が必要です。最近、インターネットオー

クシヨンやフリマアプリ又は農産物直売所等において無届出者の違法販売行為が増えて社会問題化しています。出品や出店の際は、ガイドラインや出店規約を遵守してください。

〈農林建設課〉

只見産米等をオンラインストアで販売する事業者の募集について

只見産米のブランド化事業の一環として、只見産米及び只見産米の6次化商品をオンラインストア（47クラブ）で販売する事業者を募集します。

これは、只見産米等のオンラインストアでの販売を支援し、販路拡大等を目指すものです。希望される方は、農林建設課農林係までお申込みください。

○対象者

・町内の米生産者等で、只見産米・只見産米の6次化商品を販売する個人・事業者
・毎日パソコンやメールが容易に使える、商品の販売管理・対応などが出来ること。

○事業者決定

応募者に対して町の事業説明会を行い、事業者を決定いたします。

○応募締切 9月1日（火）正午

○問合せ先 農林建設課農林係

（Tel 82・5230）

〈農林建設課〉

只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊によるパトロールの実施について

今年は例年になく鳥獣被害が多く発生しています。特に、二ホンザルによる農作物被害が広範囲におよんでいることから、塩ノ岐地区から塩沢地区にかけて、10月末までの毎日、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊が、日中、サル被害の拡大防止のためのパトロールによる追い払い及び駆除活動を実施します。

なお、期間中、近くの農作地に二ホンザルが出没し、農作物への被害の恐れがある場合は、役場農林建設課までご連絡をお願いいたします。

○問合せ先 農林建設課農林係

（Tel 82・5230）
〈農林建設課〉

国道289号八十里越工事区間視察・交流ツアーの中止について

例年開催しております国道289号八十里越工事区間視察・交流ツアーは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〈只見振興センター〉

明和地区

祭礼ソフトボール大会

の中止について

例年9月第1日曜日に開催しておりました明和地区祭礼ソフトボール大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。

〈明和ソフトボール協会〉
〈明和振興センター〉

野生山菜・きのこの採取・出荷にご注意ください！！

現在、只見町内では以下の品目が出荷制限となっております。

○只見町 ・こしあぶら
・野生きのこ※

（※ならたけ、ぶなはりたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ、まいたけの6品目を除く）

県内では出荷してはいけない野生山菜・きのこが直売所等の店舗やインターネットで販売される事案が発生していますので、下記にご注意ください。

1 年度が変わっても出荷制限は継続します。

2 市町村に配置されている自家消費測定機器等により検査を行い基準値（100Bq/kg）以下であることを確認しても、出荷制限品目は出荷できません。

出荷には以下のものが該当します。

a 市場や直売所などへ野生山菜・きのこを出すこと

b インターネット等による通信販売

※フリマアプリ等を介した個人売買も出荷に該当するため、出荷制限品目の出品は出来ません。

c 無償で他人に譲渡すること

3 乾燥や水煮などの加工品についても、出荷制限品目を原材料に使用することはできません。

安全な野生山菜・きのこの流通を確保するため、出荷する方には生産者台帳に登録し、モニタリング検査等へ協力をお願いしています。

只見町内の方で新たに野生山菜・きのこの出荷を予定している方は、只見町森林組合（☎82-3120）へご相談ください。

モニタリング検査の結果や出荷制限の状況につきましては、福島県のホームページなどで確認することができます。

（福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報（元：ふくしま新発売。））

<http://www.new-fukushima.jp/>

（福島県林業振興課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055c/ringyo-monitoring.html>

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈 農林建設課 〉

スクールサポートスタッフを募集します 児童生徒の安全確保と教員の多忙化解消のために、左記のとおり職員を募集します。 ○募集職種（会計年度任用職員） スクールサポートスタッフ ○勤務内容 ・校舎内外の消毒業務 ・プリントの印刷 ・配布文書の印刷、仕分け ・その他教職員の補助 ○勤務地 只見町内の小中学校 （1校につき1名） ○任用期間 令和2年8月～ 令和3年3月下旬 ○勤務条件 ・1日につき5時間以内 ・1週間につき5日以内 ・年間152日以内 ・休日は土日祝日、年末年始 ・時給839円 ・支給要件を満たせば、通勤費、期末手当を支給	定例教育委員会 開催のお知らせ 8月の定例教育委員会を次のとおり開催します。会議は公開となりますので、傍聴にお越しの際はマスクを着用してください。 ○と き 8月25日（火） 午後1時30分～3時 ○ところ 只見町役場町下庁舎 会議室1 〈教育委員会〉	只見町芸能発表会 の中止について 11月29日（日）に開催を予定しておりました只見町文化協会芸能発表会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。 今年も開催を楽しみにされていた方々、また関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。 〈只見町文化協会〉 〈教育委員会〉
	只見町駅伝競走大会 の中止について 10月11日（日）に開催を予定しておりました只見町駅伝競走大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。 〈只見町体育協会〉 〈教育委員会〉	

- 今週の行事 - 8月26日（水） 農業委員会定例会 （町下庁舎中会議室） 13:30～
みんなの伝言板 ◆南会津振興公社より 「令和2年度南会津町びわのかげ陸上競技大会」の中止について 9月27日（日）に開催を予定しておりました南会津町びわのかげ陸上競技大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。 ◆福祉の里夏まつり実行委員会より「福祉の里夏まつり」の中止について 8月30日に開催を予定しておりました「福祉の里夏まつり」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。 ◆長野県共同募金会より「令和2年7月豪雨災害義援金」の受付について 長野県共同募金会では、このたびの令和2年7月長野県豪雨災害の被災者への支援を目的として、義援金を受け付けています。 ○災害義援金名称「令和2年7月豪雨災害義援金」 ○受付期間 7月27日（月）～9月30日（水） ○受付方法 ゆうちょ銀行口座：00160-8-364147 口座名義：長野県共同募金会令和2年7月豪雨災害義援金 ◆山形県共同募金会より「令和2年7月山形県豪雨災害義援金」の受付について 山形県共同募金会では、このたびの令和2年7月豪雨災害の被災者への支援を目的として、義援金を受け付けています。 ○災害義援金名称「令和2年7月山形県豪雨災害義援金」 ○受付期間 8月5日（水）～12月28日（月） ○受付方法 ゆうちょ銀行口座：00130-6-392791 口座名義：山形県共同募金会令和2年7月山形県豪雨災害義援金 ※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振込手数料は無料 ※この義援金は税制優遇措置の適用対象となります振込金受領証と義援金募集要綱が必要となりますので税制優遇を希望する寄附者は只見町共同募金委員会にご連絡ください。 ○只見町共同募金委員会窓口（只見町社会福祉協議会事務局）（TEL84-7006） ◆ひとつぶろまち湯よりお知らせ 8月24日（月）～31日（月）の間、秋冬の湯（現女湯）の施設修繕のため、春夏の湯（現男湯）のみの営業となります。そのため、春夏の湯は次のとおり「男女交代制」とさせていただきます。 ○25日、27日、29日：女性の入浴可能日 / 26日、28日、30日：男性の入浴可能日 ※24日と31日は定休日となります。 ○問合せ先 ひとつぶろまち湯（TEL82-2393）



令和2年度 粗大ゴミ収集(2回目)のおしらせ

今年度2回目の粗大ごみ収集を実施します。(無料)

当日、朝6時から朝8時までの間に、各収集場所へ出してください。(ルールを守ってください。)

【各地区 収集日・場所】

只見地区		朝日地区		明和地区	
日	収 集 場 所	日	収 集 場 所	日	収 集 場 所
9月15日 (火)	塩 沢 栄 屋 商 店 前	8月25日 (火)	黒 谷 入 集 会 施 設	9月1日 (火)	梁 取 集 会 施 設
	寄 岩 ご み 集 積 所		長 浜 集 会 施 設		塩 ノ 岐 集 会 施 設
	蒲 生 分 校 跡 地		亀 岡 斎 藤 商 店 前		二 軒 在 家 集 会 施 設
	蒲生集会施設駐車場		熊 倉 集 会 施 設		大 倉 集 会 施 設
	八 木 沢 集 会 施 設		小 川 集 会 施 設		明 和 振 興 セ ン タ ー
	叶 津 集 会 施 設		朝 日 振 興 セ ン タ ー		坂 田 集 会 施 設
	入 叶 津 集 会 施 設		上 福 井 集 会 施 設		布 沢 集 会 施 設
	新 町 集 会 施 設		下 福 井 農 村 公 園		
	コ マ ツ 脇 除 雪 ス テ ー シ ョ ン		楢 戸 集 会 施 設		
	宮 洩 集 会 施 設				
	只見振興センター脇駐車場				
	館 ノ 川 集 会 施 設				

★ 収集する粗大ゴミの一例 (収集しないものについては、裏面をご覧ください。)

網 戸	ガ ス 台	カ ー ペ ッ ト	スキー・スノーボード
電子レンジ・オープン	扇 風 機	オ ー デ ィ オ 機 器	椅子・机(家庭用)
一 輪 車 (運搬用・スポーツ用)	プ リ ン タ ー	布団(ふとん)(※1)	ソファ(スプリング無)
自 転 車 ・ 三 輪 車	チャイルドシート	生ごみ処理コンポスト	ベッド(スプリング無)
炊 飯 器	掃 除 機	スノーダンプ・スコップ	タ ン ス (※ 2) ・ 棚
除 湿 機	ストーブ・ファンヒーター(※3)	流 し 台 ・ 洗 面 台	テ ー ブ ル ・ こ た つ

(※1) 紐などでしばってください。雨の日は濡れないように、ビニール製の袋等に入れて出してください。

(※2) 分解しなくてよいです。(カラーボックスもそのままOKです。)

(※3) タンク内、本体内に残っている灯油を抜きとってください。乾電池は取り外してください

詳しくは、『南会津のごみ分別辞典』を参考にしてください。収集の対象は、一般家庭から出たものだけです。農業・営業等によるゴミ、事業所等から出されたものは収集しませんのでご注意ください。

指定のゴミ袋に入る大きさのものは、「可燃ごみ」「不燃ごみ」の袋に入れて、それぞれの収集日に出してください。

問い合わせ先：南会津地方環境衛生組合(☎0241-72-2639)

只見町 町民生活課 町民係(☎82-5100)

収 集 し な い も の

次のものを処分したい場合は、お近くの販売店や各リサイクルセンターにご相談ください。

●テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ●エアコン ●冷蔵庫、冷凍庫
●洗濯機、衣類乾燥機

※ 家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)

●パソコン
※ 一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)

●バイク・スクーター
※ 二輪車リサイクルコールセンター(☎03-3598-8075)

●消火器
※ (株)消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773)

次のものを処分したい場合も、販売店・取扱店・取引業者等にお問い合わせください。

《車両関係》 ●自動車・自動二輪関係部品 ●バッテリー ●タイヤ、ホイール、ホイールキャップ ●オイル、オイル缶 ●油圧ジャッキ、コンプレッサー 等	《建築関係》 ●廃材 ●瓦 ●コンクリート ●石膏ボード ●セメント ●タイル ●レンガ ●ホームタンク ●ボイラー等の住宅設備品 ●外壁用サイディング ●トタン板 等
《農業関係》 ●土、土砂 ●ビニールハウス ●廃ビニール ●農薬 ●草刈り機、耕運機、噴霧器 ●肥やし袋(農業用) 等	

《その他 一般家庭における》 ●温度計(水銀含有のもの) ●体温計(水銀含有のもの) ●マットレス(スプリング入り) ●物干し竿の台 ●油性の塗料缶(水性は収集可) ●携帯電話(ショップへ) ●携帯電話充電器(ショップへ) ●蛍光管(水銀含有のもの) ●ソファ(スプリング入り)	●ベッド(スプリング入り) ●ガスボンベ(屋外用) ●シンナー類 ●注射器、注射針(医療廃棄物。購入先へ) ●薬品類 ●燃料缶 ●ドラム缶 ●ピアノ 等
--	---

金庫、畳、卓球台、タイヤチェーン(乗用車用)、トタン、便器、物干し竿(180cm超)は、東部クリーンセンター(下郷町)に自己搬入いただければ処理可能です。
こちらに記載のないものに関しましては、「記載がないから粗大ごみとして収集する」というわけではありませんので、『南会津のごみ分別辞典』を確認するか、表面のお問い合わせ先までお問い合わせください。

国民健康保険税の減免について 後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険税（料）が減免**となります。
※令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険
税（料）が対象です。（減免申請期限は令和3年3月31日です。）

【保険税（料）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
⇒ **保険税（料）を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する
世帯の主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる方
⇒ **保険税（料）の一部を減額**

※保険税（料）が一部減額される具体的な要件

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者について

※主たる生計維持者とは、原則は世帯主に
なりますが、その世帯の中で最も収入額が
多い世帯員となる場合があります。

- （1）事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて
10分の3以上減少する見込みであること
- （2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険税（料）の減免額は、減免対象保険税（料）額（ $A \times B / C$ ）に
減免割合（D）をかけた金額です。**

減免対象の保険税（料）額（ $A \times B / C$ ）

- A：通常に算定した保険税（料）額
B：世帯の主たる生計維持者の減少す
ることが見込まれる収入に係る前
年の所得額
C：生計維持者及び世帯の被保険者全
員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の 合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※同一世帯に国保と後期高齢の被保険者が
いる場合は、別々に計算します。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の
場合には、前年の合計所得金額にかかわら
ず、対象保険税（料）の全部を免除。

お問い合わせ ○国民健康保険

只見町 町民生活課 税務係

電話：0241-82-5110

○後期高齢者医療

只見町 保健福祉課 保健係

電話：0241-84-7005

※申請用紙は、各お問い合わせ先及び朝日・明和振興センター又は
只見町ホームページに掲載しております。

介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす第一号被保険者の方は、**保険料が減免**と
なります。

※令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険
料が対象です。（減免申請期限は令和3年3月31日です。）

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する
世帯の主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる方
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者について

- （1）事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて
10分の3以上減少する見込みであること
- （2）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料（ $A \times B / C$ ）に
減免割合（D）をかけた金額です。**

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）

- A：通常に算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少す
ることが見込まれる収入に係る前
年の所得額
C：世帯の主たる生計維持者の前年の
合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の 合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 200万円以下の場合：全部（10分の10）
200万円を超えるとき：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の
場合には、前年の合計所得金額にかかわら
ず、対象保険料の全部を免除。

お問い合わせ 只見町 保健福祉課 福祉係

電話：0241-84-7010

※申請用紙は、各お問い合わせ先及び朝日・明和振興センター又は
只見町ホームページに掲載しております。

ふくしま県産品 EC送料支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している
県内事業者の皆さまの収益回復を図るため、以下の支援を行います。

事業者
2次募集!

応募期間：令和2年8月24日(月)～9月4日(金)12:00まで

1. インターネット通販サイトで 販売する商品の送料支援

支援対象事業者は自社運営インターネット
通販サイト^(※1)で商品(県産品)を消費者に送料
無料で販売。

→売り上げた商品の送料を
県が負担^(※2)します!

(※1)応募要件は、募集要項及び裏面チェックシートを
ご確認ください。

(※2)負担(支援)する送料総額には上限があります。
上限額は次のとおり。

1社あたり、Aコース：①50万円、②30万円

Bコース：30万円

※Aコース、Bコースは応募条件が異なります。

※応募状況によっては、減額採択となる場合がございます。



お申し込みは
コチラから!

2. 支援対象のインターネット 通販サイトへ消費者を誘導

消費者を支援対象のインターネット通
販サイトへ誘導するために、WEBサイ
トを集約したページ(LP)を作成し、
WEB広告等を行います。

【支援対象期間】
事業者採択決定日～令和3年1月末または各事業者の支援上限額に達するまで。
【支援対象事業者】
県内に主たる事業所を有する者(1次採択者除く)
【支援対象品目】
①生産、製造または加工の最終段階を県内で行っている商品。
②主な原材料が福島県産であって、県外の事業者などにより製造された場合は、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品。
※その他詳しい内容は、福島県県産品振興戦略課ホームページにて募集要項等をご確認ください。
【応募方法】
福島県県産品振興戦略課ホームページよりオンライン申請してください。

【問い合わせ先】
福島県県産品振興戦略課
TEL：024-521-7326
Mail：trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

ふくしま県産品 EC 送料支援事業 2次募集 要件チェックシート

Q1. 県内事業者である。

いいえ

はい

Q2. 自社が運営する Web サイトで県産品を販売している。

いいえ

はい

Q3. 全ての商品を送料込み、または送料無料と表記して販売してる。

はい

いいえ

Q4. 申請するWebサイトが食品をメインに販売するものであり、かつ、楽天、Yahoo!、Amazonのいずれかのオンラインモール内である。

はい

いいえ

Q5. 国や自治体を実施する割引キャンペーン等の支援を受けていない。

いいえ

はい

Q6. 以下の①～③のいずれかの条件を満たすWebサイトである。

- ①カート機能を有し、オンライン決済ができる。
- ②カート機能を有し、代引き・振込等による決済ができる。
- ③カート機能は有しないが、注文フォームによりWebサイト上で注文ができ、代引き・振込等により決済ができる。

はい

いいえ

「支援対象：Aコース」
にご申請ください。

Q7. 以下の条件を満たすWebサイトである。

Webサイトにカート機能及び注文フォームを有しないが、商品・販売価格・送料に関する記載があり、注文方法の案内があるもの(オンラインストア機能がなく、当該サイトを閲覧してFAX、電話、メールによって注文されるもの)。

いいえ

はい

「支援対象：Bコース」
にご申請ください。

申し訳ございませんが、お申し込み頂けません。